

厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成30年9月21日（金曜日）

開 会 午前 9時56分

閉 会 午前11時50分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 佐藤 則 寿

副委員長 舎川 智 也

委 員 久保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 竹 田 勝

// 木 下 章 広

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【市民病院】

病院事業管理者	泉	良平
院長	石田	陽一
事務局長	古澤	富美男
事務局次長	高田	英俊
経営管理課長	井村	孝志
医事課長	横山	浩二
経営管理課主幹（調整担当）	長森	貴弘

【環境部】

部長	伊藤	曜一
理事（環境センター所長）	牧	修司
部次長	藤村	勝詞
参事（環境政策課長）	杉谷	要
参事（環境保全課長）	矢後	豊
環境センター次長（管理課長）	茶木	聖一
環境センター業務課長	高土	春樹
環境政策課主幹（調整担当）	小川	徹雄
環境保全課主幹	東	覚

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒	隆司
議事調査課主事	平瀬	航
議事調査課臨時職員	佐伯	瞳

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（2名）について諮る
…許可〕

委員長 これより、市民病院所管分の議案の審査を行います。
議案第125号 平成30年度富山市病院事業会計補正予算（第1号）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木下委員 今御説明がありました、議案説明資料1ページの院内保育所運營業務の委託について、定員が48人となっているのですけれども、現在どれくらいの方が利用されているのでしょうか。

加えて、昼間保育、夜間保育、病児保育という区分、そして実施曜日と実施時間が記載されているのですけれども、この曜日や時間というのは、利用者の方々のニーズに沿った開設時間になっているのか、確認などはされているのでしょうか。

経営管理課長 夜間保育につきましては以前に1週間、毎日やっていた時期があったと聞いております。ただ、利用者が少なかったということがありまして、今は曜日を固定して、逆に利用者が夜間等の勤務をそちらに合わせているというような形で、ニーズに対応しているところでございます。

竹田委員 院内保育所運営業務の委託について、現在、行っている委託業者はどちらですか。

経営管理課長 星井町で幼保連携型認定こども園を運営していらっしゃいます、社会福祉法人富山聖マリア会が委託業者になっております。

竹田委員 今行っている委託業者についての評価はいかがですか。

経営管理課長 15人ほどの体制で運営していただいている

のですが、大変よくしていただいていると考えています。

竹田委員

院内保育所ですから、安定的な運営をされていて今の状況が良好であれば、児童並びに保護者にとってはやはり非常にいいわけですね。そういう面では、引き続き富山聖マリア会に運営を委託していったらどうかと、私個人としては思うわけです。

しかしながら、やはり競争原理というか、よりよい新たな提案を、ということでこういうことに相なっているのでしょうかけれども、そういう点での考えはいかがですか。

病院事業管理者

一応、競争入札ということにさせていただいていますけれども、これまでの経緯の中で言いますと、応募してこられる事業者はそれほど多くありません。富山聖マリア会の応募がここ何回か続いている状況でございます。

そういう状況や内容を鑑みて、委員がおっしゃるように利用者の意見等を聴取しながら決定していきたいと思っております。

竹田委員

続けて同様の質問になるのですが、2番目の給食業務の委託についてです。現在、行っている委託業者はどちらですか。

経営管理課長 こちらは、日清医療食品株式会社に委託しております。

竹田委員 同様に、現在、行っている業者に対する評価はいかがですか。

経営管理課長 現場の声も聞いておりますけれども、大変よいといえますか、きちんとしていただいているというふうに申しております。

竹田委員 それでは、食材の調達において県産の食品等の使用率は把握しておられますか。

経営管理課長 細かな使用率につきましては把握しておりませんが、牛乳とコメにつきましては地元産に配慮しております。

また、納入業者等につきましては、委託契約書の中で地元業者を活用するように努めるといようなことを記載の上で契約を交わしているところでございます。

竹田委員 これも私個人の意見ですが、評価も高いなら、引き続き委託してやってもらってはどうかと思うのです。

やっぱり競争原理を働かせてよりよいやり方、また、よりよい業者にやってもらうというの

は1つの考え方だと思うのですが、それについて、やはり同様な質問ですが、御答弁をお願いします。

病院事業管理者 当病院は病床が500床以上でございますので、業者には安定的な給食の提供、それから災害時や、ノロウイルスなどの感染症への対策等々についても十分にさせていただいていると思います。

しかしながら、何度も同じことを申し上げますが、地元業者もございませし、全国展開していらっしゃるさまざまな業者もいらっしゃいますので、そういう方々も含めてよりよい提案をいただいて、その上で提案競技方式により決定いたしたいと思っております。

竹田委員 材料調達価格が変動するということから給食業務の債務負担行為の期間は1年という話でしたが、院内保育の場合は3年です。

比較するものではないのですが、しっかりとした会社であれば3年の債務負担行為を設定してもいいのかなと、私は個人的には思うのですけれども、それについてはいかがですか。

事務局長 給食業務の委託につきましては、今ほど経営管理課長のほうから申し上げたとおり、食材

費の変動を読むということがなかなか難しいところでございます、1年契約という形となっております。

ただ、プロポーザルに当たりましては基本的に3年ごとという形式をとっております。これは今、委員がおっしゃるとおり、やはり3年ぐらいまとめてのものでないと業者のほうもなかなか提案が難しいこともございます、プロポーザルに当たりましてはあくまでも3年を基本に考えて提案を受けることにしております。

先ほど言いましたように、現状、契約上はなかなか難しいので、1年契約としておりますが、逆に2年目、3年目につきましては、1年目で特段の支障がなければ基本的にはそのまま契約を継続するという考え方でございます。

竹田委員 最後のほうがちょっとわかりにくかったのですけれども、1年契約ですが、特段の問題がなければ2年目、3年目と契約を延長するというようなニュアンスで捉えたのですが、よろしいですか。

事務局長 今、委員がおっしゃったとおりでございます、1年目で特段の問題がなければ、2年目

も3年目も、1年単位の契約になりますが、いわゆる競争方式ではなく、1年目に委託した業者に随意契約という形で委託するということです。

鋪田委員

給食業務の委託についてお伺いしたいと思います。以前、病院の管理・清掃業務に関しての民間委託の際も同じような質問をしたことがあったと思うのですが、先ほど病院事業管理者のほうから、県内業者という話も出ましたけれども、この委託に応募できる条件として、例えば、何床以上の病院で実績があるとか、そういったことについて、概要だけで結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

事務局長

プロポーザルの応募条件等につきましては、今回の議会でこの予算が可決されてから準備をする形になりますので、現在、詳細まで詰めている段階ではまだございません。ただ、今、委員がおっしゃったとおり、今までの例で申し上げますと、基本的には400床以上の病院での実績、あるいは衛生管理の関係できちんとした責任者を配置できるのか。病院の給食業務でございますので、いわゆる医療に関する法律もさることながら、衛生関係のさまざまな法律も大事になってきます。

そういった資格者を配置できるのか、あるいはそういったことについての研修体制をしっかりとっているのか、こういったことが応募あるいは選定についての条件になろうかと今のところ考えております。

鋪田委員

管理・清掃業務のときにもお話ししましたけれども、事実上ハードルが高すぎて、県内で実績のある業者は非常に限られてくると思います。あまりにもハードルを上げすぎてしまうと、今度は県内業者あるいは地元業者の育成につながらないという側面もありますので、その辺に留意しながら基準づくりを進めていただきたいと思いますが、所見をお伺いします。

病院事業管理者

過去のこういったプロポーザルのときには、県内、市内の業者の方にも参入していただいた経緯がございます。ですから、そういった意味で、委員がおっしゃるように、決して県内、市内の業者を排除することなく、応募していただけるような条件の中で、きちんとした仕様書をつくってまいりたいと考えております。そういったことについて十分に配慮したいと思います。

松井委員

給食業務の委託について、先ほど、プロポーザルの詳細についてはまだ詰めている段階という話だったので、今は要望という形で言わせていただきたいのですが、実際、県内の食材納入業者からは、この業務委託になってから売上げが減っているという話を受けています。

そういった部分では、富山市の道路照明のLED化に関するプロポーザルにも地元業者の活用への配慮という加点項目はあるのですが、実際に受注した業者も2番手の業者も、その部分の点数が正直高くなかったことから、プロポーザルのときの点数配分において、やはり県内の食材を扱う納入業者を使うところの加点の比率を上げるということに配慮することが必要なのではないかなと思います。

実際、こういうことを委託されても、県内業者が使われないと富山市の税収入の面にとってもマイナスですし、産業的な部分で考えても、せっかく市民病院の給食で使うのであれば、なるべくそういった配慮をプロポーザルのときに組み込んでいただきたいというふうに思っていますので、そういったことに対しての所見を聞かせてください。

事務局長

今、お話しいただいた御意見につきましては、

先ほども申しましたように、今後進めますプロポーザルでの選定の準備等に生かしていきたいというふうに考えております。

ただ、病院といたしましては、基本的には患者給食というのは患者の治療や療養の重要な一環であるというふうに考えております。何より栄養面がしっかりできるということと、先ほども申し上げましたが、衛生管理等がしっかりできるということが重要になってくるかというふうに思います。

あと、これは最近の傾向ということになるのですが、昨今いろいろな分野、職場で人手不足が大変厳しい状況になってきています。現在の事業者のほうからも、いわゆる病院給食の業務は3食分行いますので、深夜まで、あるいは朝のかなり早い時間から仕事をしていただく、こういった従業員の方を確保するのが非常に大変だと。

このような中で、食材についても当然きちんと管理したもので栄養面も配慮するのですが、例えば、現場での作業効率になるべくよくなるもの、具体的に言えば、先ほど地元というお話がありましたが、地元から納入させていただくと、例えば魚であれば小骨の処理などといったことがどうしても発生します。こういったものを、いわゆる既加工されたよう

なものを調達することで、経費の削減というよりも、従業員の確保や、それに伴う安定的な給食業務の展開というような観点も必要になってきます。

今申し上げましたとおり、給食業務の委託についてはさまざまな要素に配慮して進めていく必要があるというふうに現在考えています。その中で、委員がおっしゃったとおり、地元企業が参入しやすく、あるいは食材の調達においてなるべく地元産を利用するというようなことも大切な視点だというふうに考えておりますので、そういったところを総合的に勘案しながら、選定の条件等について今後整理を進めてまいりたいというふうに考えております。

村石委員 院内保育所運營業務の委託について幾つか質問いたします。

先ほど、利用者は38名ということをお聞きしましたけれども、年齢とその人数について教えてください。

病院事業管理者 今、詳細は把握しておりませんが、3年保育ということをお聞きください。本当は6年保育をしたいところですが、スペースの問題がありますので、現状は3年保育ということに

なっております。

詳細は申しわけありませんが、また後ほどお調べいたします。

村石委員

院内保育所については、社会的に問題になっている医療職種の離職率を低くするために、国も補助を出して設置したり運営したりしているわけです。院内保育所を運営するに当たって離職率の低下とか、あるいは働きやすくなったというような評価の声は聞いていらっしゃるのでしょうか。

病院事業管理者

もちろんそのような評価は聞いております。

現状での問題としては、やはり育児休暇をとる職員が大変増えてきております。これはもう当たり前のことであります。

数年間職員を増やすことをお許しいただきましたので、若い看護師、それから若い技術職員等を含めてかなり増えてきておりまして、産休・育休をとる職員が増えてまいりました。看護師につきましては、現行で四、五十名が育児休暇をとっていらっしゃいます。

これは最近の考え方で、1年間はっきりと御自分の手元で育てたいという思いがおりなのかもしれませんけれども、その後のことについては、例えば特に夜間勤務をしていた

だけの看護師の数が減ってきているということもあります。

おっしゃるとおり、それらについて十分に配慮していきたいと思えますし、できれば将来的には場所を拡張して6年保育を実施したいということで今研究をしているところでありますので、その際はぜひ委員の皆さんには御理解をいただきたいというふうに思います。

村石委員

病院事業管理者の言われるとおりだと思えます。私が聞いている中にも1つの例があります。ある看護師さんは最初の出産を終えた後に育休をとっていたけれども、育休が明けて職場に戻ったら、仕事と育児の両立がなかなかできないということで退職されて、開業医のほうに職場を移したという例もあるわけです。

そういう意味では、職員のニーズ—どういう要望があるのかということ—を十分に調査して、できるだけその要望に応えるように、先ほど言われたような6年間の保育—ほとんどの方が育児休暇を取得している—ので、対象はほとんど1歳児以降だと思えますけれども—そういうことをしていただきたいと思うのです。要望がもしれませんが、何かあればお願いします。

病院事業管理者 看護師等も含めてですけれども、そういう育児中のお母さんに、先日も保育所の所長が出向きまして、さまざまなことについてお知らせをしてきているところでもあります。

それから、育児短時間勤務制度もありますので、それも活用していただきたいということをお願いしております。多様性の中でいろいろな考え方が増えてきておりますので、そのことについてお願いをしていかなければいけません。

それからもう一つ、医師も含めてですけれども、やはり女性の職員が働きやすい病院をつくっていくことで、全ての職員にとって働きやすい病院になるというふうに考えております。これからまたそういう形について研究をしていって、助成もいただきながら、できれば6年保育をしたいと。これは私の個人的な思いも入っておりますので、御理解いただきたいと思いますが、そういう形で研究をしていきたいというふうに思っています。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第125号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第125号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。
以上で、市民病院所管分の議案の審査を終了
いたします。

次に、富山逋信病院の譲り受けについて、
当局から報告を求めます。

事務局次長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありま
せんか。

鋪田委員

この件については、一般質問の中でも議論が
ありました。市長から大変厳しい答弁もござ
いましたけれども、議会側としては、日本郵
政は民間会社でありますから株主に対して一
手元にも逋信病院の現状と課題という資料が

ありますが一あるいは当然会計検査院が国会に対して報告する中で、個々の病院ではありませんが、病院事業全体として、その経営の課題について数値も出して報告をされているところであります。

先般の一般質問では、単純に病院数で割った形の話であって、数字のひとり歩きはちょっと怖いなと思いましたがけれども、いずれにしてもそういった経営状況については当然、大変心配しています。

合わせて、富山市民病院第4期経営改善計画の中でも示されたように、今後医療環境は大きく変化していく中で、本体の市民病院は大丈夫なのかという心配も当然していかなければいけないという立場であるということ、そういう観点から質問があったということについては御理解をいただけますでしょうか。

病院事業管理者 さまざまな資料をお使いになられての御質問であって、そのことについては十分に対応をしていかなければいけないということで、心を新たにしたところでございます。

鋪田委員 先般の一般質問の中で、まちなか診療所のことについても少し触れられておりましたけれども、市長の答弁のとおり、もともとまちな

か診療所はその経営状況にかかわらず、まちなか診療所という名前がついておりますが、市域全体の在宅医療を支えていくのだと、そのためにどうしても必要なものだということは議会側も十分に認識をしているところであります。

ただ、財務一赤字状況といたしますか、逓信病院はその規模が大きく違うわけで、その点でも心配する声は当然あるわけです。それも踏まえて今質問したわけであります。

一方で、まちなか診療所をつくるときに委員会の中で病院事業管理者からも答弁があったかと思うのですが、その際に支援病院の重要性ということを盛んに言われていたというふうに記憶しております。その中でも、現在の市民病院のような大きな病院では、支援病院としてはなかなか難しいものがあるというようなこともおっしゃったかと思えます。

おとといの厚生委員会の中で福祉保健部のほうにも質問したところ、現在、支援病院としては公的病院を中心にやっていただいているということをおっしゃっていたのですけれども、今回譲り受けようという逓信病院について特に支援病院としての役割で何か期待されているところがあるのであれば御答弁をお願いします。

病院事業管理者 今、委員がおっしゃったとおりです。まちなか診療所については1年目でございますので、さまざまな問題があることは十分に理解をしております。

診療報酬改定で、在宅療養について複数の医師が配置されていること、それからみとりをすることなど、さまざまな要件がある中でまちなか診療所はこれらを十分に満たしていますので、診療報酬の運営においてこれから十分な手当てがなされることになっておりますし、今度の改定においても手当てがなされつつあります。

こういった改定の中で、在宅療養支援診療所は診療所ですので、無床です。もう1つ有床の形の在宅療養支援病院というものをやはり富山市内に持たなければならないというふうに私は思っております。

そのときに問題になりますのは、500床以上、あるいは特に地域医療支援病院であるということの要件であります。

それから診療報酬の改定の中で、包括的に全体を見ているときにはさまざまな診療報酬があるのですけれども、どうしても当院が在宅療養支援病院とはなれない、なり得ない要件がありますので、そのことを代替する病院として新しい病院には十分に期待したい、その

ような形のものをつくっていきたいと思っています。

それと同時に、先ほどお話ししましたように訪問看護、訪問リハビリテーション等を含めた新しい医療、新しい機能を含めて病院を運営していくこと、それからそのことによってこれからの地域医療計画、そして地域医療構想の中でダウンサイジングということも当然入ってくると思います。

新病院についても違う形のことを求めていくこともございますが、現状ではまだ何も決まっておられませんので、きょうお話ししたのは病院側として我々が求めていくものはこういうものでございますということをお話しいたしました。

実はさきの議会の答弁で市長がおっしゃったように、全然、まだ契約もしてありません。優先交渉権が得られたということですので、そのことについては御理解いただきまして、12月までの間にしっかりと議論を進め、できればまた皆さんに御説明する機会をつくって、新しい病院と市民病院の連携ネットワーク化、病床の変化等も考えてこれから進めていきたいというふうに思っております。

久保委員

市が優先交渉権を得て、市民病院が所管とい

う形で契約の中で煮詰められているということで、皆さんが公営企業法にのっとった公営企業として、大変厳しい経営状況の中でこの通信病院とのやりとりをどう考えていくのかということは当然大事だと私は思うのです。私としては、市民病院を運営していく上で通信病院が非常に重要であると、これは将来において市民病院の経営を非常に豊かにしていくというような視点をしっかりと持っていただきたいと思っています。

市民病院が通信病院を買収することによって、将来において市民病院の経営が圧迫されるようなことになれば、これは市民病院の皆さんのそのときの判断が市民にそのままはね返ってくることになりまして、議会としてのチェックも当然問われるわけです。

先ほどの御説明の中で、もしも通信病院が閉院になれば市民に重大な影響が出るのではないかというようなことを危惧されていましたが、富山赤十字病院や富山県立中央病院、そして今の市民病院の位置関係を考えれば、市民の生命に関して重大な影響が出るとは考えにくいというのが私の考え方です。

できればもっと踏み込んだ中で皆さんと意見交換をしたいのですが、秘密保持契約というものがあるということでなかなか難しいのだ

ろうと思っています。ただ、そうは言うものの、今できる範囲の説明をいただいたのですが、委員会の中に秘密会というものを設けることができ、秘密会としたならば議事は一切外に出ませんし、何人も、要は委員もしくは傍聴一傍聴に議員が入るかどうかわかりませんが一ほかに漏らしてはいけないというようなことまで書いてあります。

そういった意味では、本当に病院としてこれを譲り受けるべきなのかどうなのか、市民病院の皆さんともうちょっとしっかりと議論を深めて、結論に至るまでの協議を見守っていきたいと思うのですが、それについては病院事業管理者としてどのように感じられますか。

委員長 久保委員、今の質問は秘密会ということ的前提にされたものですか。

久保委員 私たちとしてはそういうところも踏まえて、病院側と議論をしていきたいと思っているのですが、それに対して病院としてはどのように思っておられるかということです。

病院事業管理者 そのことについては委員会にお任せいたします。私たちの立場として申し上げられることは申し上げておりますし、これ以上申し上げ

られないことは申し上げられません。そういう対応については私たちがどうこうできるものではございませんので、委員会にお任せいたします。

久保委員 私に危惧しているのは、実は逋信病院自身がアスベツトの除去工事といったものを過去にされています。工事は2回行われているのですが、それをもって逋信病院にアスベツトはもうないのか、それとも取壊しの際にそういったものが出てくるのか。

譲受け金額は病院事業会計に過度な負担が生じないようにと今ほど言われましたが、これは譲受けの際の話なのか、それともこの先、例えば取壊しとか改築とか、いろいろなケースを踏まえた上での病院事業会計の負担について指しているのか、今の時点で私たちはどう捉えればよろしいのでしょうか。

病院事業管理者 申しわけありませんが、本日はそれについてはお知らせすることはできません。

竹田委員 私はグラウンドデザインについての所見を確認し、私の意見を述べたいと思うのです。グラウンドデザインとして、行く行くは在宅療養支援病院のほうに向かっていこうということで、

在宅医療というのは非常に重視されてまいりますのでこれは結構かなと思います。

一方で、委員会資料3ページにあるように地域包括ケアシステムの構築なども関係してくると、介護と医療は密接不可分になるわけです。行く行くは病床数を少なくしていくということも書いてあったのです。今、介護のほうでは小規模の居宅介護などが随分行われていますが、地域医療ということの概念の中で、病院を含め福祉に携わる人たちは人材不足で大変困っていると聞いています。

私は、公立病院がこういう分野に先駆けて、ウエートを置いてやっていくというのは非常に重要だとは思っているのです。一方で、そういう地域包括ケアの問題等を考えると、やっぱり介護とは密接不可分で、そうなるとう現在やっていらっしゃる社会福祉法人との足並みがそろわなくなる。一方的に先行するとマーケットがものすごく膨れ上がりまして、社会福祉法人側としては……そんなことは懸念には及ばないのだとは思いますが。

この新しい分野に対してこういう専門病院のような形をとるというのは、公立病院ではあまり多くないのではないかと思うわけです。そのあたりの御所見を伺います。

病院事業管理者 地域包括ケアシステムということをもじったわけではございませんが、地域包括ケア病棟という仕組みが前回の診療報酬改定から出てまいりました。当病院でも病院内にそういうものをつくることも必要ではないかということで要件等を検討いたしましたけれども、いろいろな診療報酬上の問題があって、市民病院はそれに参入できません。

地域包括ケア病棟というのは急性期医療が終わった患者、あるいは高度な医療を受けるまでもない軽度の急性期医療の患者、例えば軽症の一軽症と言ったらおかしいのですけれども一肺炎でもそれほど重篤ではない方で、しかし入院が必要であるという場合に、そういう方を受け入れる病院として地域包括ケア病棟というものがあります。それから、急性期医療で治療が終わった方々を受け入れます。今現在、急性期病院は平均在院日数が十四、五日などという形で非常に短くなっております。これはこれまでも本会議で申し上げましたけれども、診療報酬の改定で重症度、看護必要度というのが非常に厳しくなってきました、30%を超えないと診療報酬が回復できないということで、大変申しわけないのですけれども、どんどん回転していかなければいけない。その受け皿として地域包括ケア病棟

というものがございます。

急性期が終わった患者を受け入れる場所、それからサブアキュートというのですが、比較的高度な医療を必要としないまでも急性期医療を必要とする方について、地域医療支援病院運営委員会の中で富山市医師会の会長とお話ししたときに、そういう方を受け入れていただく病院が現状ではなかなか少ないのだということをお聞きしております。富山医療圏の中で言うと、富山医療圏には滑川も入りますので、滑川がやっていますけれども、そのほかはないのです。

実は高岡医療圏ではそういうふうなことをやっている急性期病院もあるのですが、そういった意味で民間病院の参入が相当遅れているということで、ぜひこの地域包括ケア病棟をまちなかにつくって在宅医療につなげていく、まちなか診療所と有機的にリンクしていくということを考えて、地域包括ケア病棟をつくるということにしたいと思っています。

全員が急性期病院に入ってきていただいてもいいのですが、申し上げたように非常に制限があるのです。診療報酬の中身を上げると時間がかかりますけれども、例えば疾患によっては10日で退院しなさい、それ以上超えたら、入院していてもいいのだけれども診

療報酬はぐっと下がりますよという仕組みです。

例えば今の話の場合ですと、私は外科担当ですので乳がんの患者さんなどを診ますが、昔は2週間しっかり入院していただくのが当たり前でしたけれども、今は1週間も入院できない、そういう仕組みになってきています。これは国の医療政策として、急性期医療についてはちょっと縮小しようということがあります。

これとは別に地域包括ケア病棟というものが、前回の診療報酬の改定で出ました。そういうふうに国の医療政策が変わってきていることについて、地方自治体の病院としてそれにしっかりと取り組んでいくことが富山医療圏で必要であるということでございます。

おっしゃるように社会福祉法人とかそういう介護関係の方について決して圧迫するものではなく、そういう方々とも十分に連携をしていくということが地域包括ケアシステムですので、その中の1つの病院としてこの病院を考えているということです。御懸念については十分に理解をして、御心配をかけないようにしながら地域の方々と十分に協議したいと思っています。

私は、もし譲渡の契約が結ばれたら、ぜひ地

域の住民の方々とこの病院の性格について、あるいは市民病院の性格についてお話しする機会を積極的につくって御意見を伺って、市民病院も含めてですが、病院の運営をやっているかないといけないと思っています。

やはり市民の皆さんの御意見を聞かなければよりよい経営・病院運営ができません。そういうふうに思っております。御懸念の点は十分に理解をさせていただきますので、ぜひこれからまた皆さんの御意見・御批判をいただきながら進めていきたいと思っております。

竹田委員

お願いします。

もう1つは、逡信病院の建物については老朽化もしているのしょうけれども、今のところは当面修繕の必要がないということですが、耐震基準については何も問題はないのですか。

事務局長

外観を見られたらわかるのですが、いわゆるブレースという形のものが入って既に補強等もされております。

今のお話は、本会議でも御答弁申し上げましたが、建物の調査はかなり詳細にしておられまして、先ほどアスベスト云々のお話もありましたが、それらの対処につきましてもきちんと対応されていることは確認しているところ

ろでございます。

木下委員

今までほかの委員の方からもいろいろな懸念やお話があったかと思うのですが、今回の委員会資料を見ますと、平成29年に市のほうから日本郵政に対して譲受けに関して協議の申入れを行われたとか、日本郵政側の返答に対して去年11月9日に秘密保持等に関する誓約書を提出したなどの記載があって、去年から具体的に動いておられたということはわかったのですが、私の記憶ではことしの6月議会の厚生委員会で、市民病院側からこの逡信病院の譲受けに関して初めて具体的な話があったかと思うのです。

前から動いておられたと思うのですが、なぜあのタイミングでの議会側への情報提供だったのかということに関してお聞かせください。

事務局長

これは、どうしてもこういう案件でございます、相手方もあることです。今回の資料にもお示ししたとおり、秘密保持の契約一要件は秘密保持を守りますという誓約書を出した上で、さまざまな情報をいただきながら進めてきたところでございます。

ことし6月のタイミングというお話につきま

しては、これまでも通信病院の譲受けは数件ございますけれども、これらは民間の事業者が譲り受けられたケースがほとんどだという実情もございますが、いわゆる公表をされたのはほとんど譲渡の実施の直前、せいぜい1カ月前くらいということでございます。これにつきましては、我々のほうからその理由等がどうこうという話でもございません。ただ、そういう中で、この資料のほうでもお示ししましたが、我々は民間事業者ではございませんので、当然市議会や市民の方にある程度説明をする必要があります。この秘密保持の関係と説明義務とのせめぎ合いの中で、前回お話しさせていただいたのは、具体的に優先交渉権を富山市にという御提示があって、さらにそこから話を進めるに当たって、優先交渉先として認めていただいて具体的な交渉を始めましょうという手続き上、基本合意書というものを本年7月上旬に結ぶ予定としておりました。

そこからは、何度も申しますが、今はまだ交渉中でございます。市長も申し上げたとおり、最終的にどうなるかはまだ決まっていますが、仮にも具体的な交渉に入るという状況になりましたので、その直前という形になって申しわけないのですが、6月末の委員会のほ

うで一定程度のお話をさせていただいたという状況でございます。

委員長

木下委員に申し上げます。譲受け等についての経緯説明は十分にしてもらいました。全体構想についても病院事業管理者のほうから相当踏み込んで語っていただきましたので、そろそろどうかと思うのですけれども。

木下委員

もう1つだけ質問させてください。ほかの委員の方も言っておられたのですけれども、やっぱり金額的にもすごく大きな事業であって、注目されていると思います。

委員会資料に記載があるのですけれども、本年12月末をめどに逡信病院の事業譲渡契約書を締結することを目標として今お話をされているということなのですが、この契約書を交わす前に、交渉されている病院側として再度、厳しい目でさまざまな観点からシビアに見ていただくことと、確かに秘密保持の誓約書があるので難しいことだとわかるのですけれども、議会開会中に限らず、適切な情報提供や報告というものを議会側に対しても丁寧にして、お互いにしっかりと詳細を丁寧に議論してきて12月に至ったのだという、そこを目指すのだというような経緯にならないと、

もしかしたらこの先市民から厳しい批判にさらされることもあると思っております。それに関して懸念を抱いているのですけれども、考えをお聞かせいただけますか。

病院事業管理者 現在交渉中でございますので、例えば病院のグランドデザインやこれからの構想などについては御説明させていただきますけれども、さまざまな交渉の内容等については、申しわけございませんが、オープンにできません。それはぜひ御理解いただきたい。

実は、きょうのことについても、どこまで話せるのかということをお日本郵政と十分に協議した上でやっていることでございますので、私どもが勝手にやりたいようにやることはできませんし、何度も申し上げますけれども、病院がこれからどういうふうに進んでいくのか、どういう思いでいるのかということについてはお話しできますけれども、さまざまな具体的内容についてお話しすることはできませんので、ぜひ御理解いただきたい。

市長が本会議の答弁でもおっしゃっておられたように、交渉が不調に終わればこの譲渡についても不調に終わることになりかねませんので、ぜひそのことについては御理解いただきたいというふうに思います。

舎川委員

今ほど、内容については病院事業管理者のほうから最大限お話しいただいたものと思っております。いろいろなところでキーワードも出ておりましたけれども、何が言いたいかというと、今までであれば、医療法人が譲り受けているというようなことがありますけれども、今回は自治体で事業を譲り受けるわけがあります。そういった経緯を踏まえて、自治体で譲り受けるという意義についてどのように考えておられますか。

病院事業管理者

これは市長も本会議場で御答弁なさったように、まちなか診療所についても同じことが申し上げられるかと思っておりますけれども、かつては富山市が訪問看護ステーションを持っていたこともございます。

そういった意味で、医療が大きく変化してきているときに、その中で自治体が市民の皆様に適切な医療を提供するために、やはり汗をかくべきであろうというふうに私は思っています。

皆さんが懸念されるように、実は私どもも懸念しているところでありますけれども、本当にこの病院を経営できるかということについて考えていかなければいけないというふうに思っております。

まちなかだけではないのですけれども、まちなかのエリアの高齢者が大変増えています。老老介護等々を含めて、以前市長に色づけされた表を見せていただいたときに、まちなかは真っ赤で一何が赤なのかは申し上げられませんが、これぐらいの状況なのだということをお示しいただいて、これは容易なことではないということは十分に理解しておりました。

それから、このエリアにはいわゆる在宅医療をするに足る開業医がいらっしゃるけれども、それを専従にやるということはないということがあります。

さらに、私も団塊の世代ですけれども、そういう方々がさまざまな医療を必要とする2025年以降に、特に在宅医療の供給が現状では富山市は十分ではないという中で、先ほど申し上げたように、自治体として少し前を向いていくということを進行的にやっていくべきではないかと。そしてその後のことは一無責任なことを言うわけではございませんけれども、その時代の変化に応じてまたさまざまな対応をしていくべきではないかなと、現状ではこういった対応をするべきだと、私は思っております。

村石委員

委員会資料3ページをごらんいただきたいのですが、②病院機能の再配置、在宅療養支援機能の強化の下段、なお書き以降が非常に大事なことだと私は思っています。「譲渡後なるべく早い機会をとらえ、外部の有識者の意見を聞きながら両病院の将来の改築等を見据えた病院事業の中長期計画を策定する予定である」とありますが、実際に有識者の意見を聞く機会をつくるということは今まで表明されていなかった気がします。

そういう意味では、このことに関しては今までよりも非常に前進しているのではないかとと思うのと、今現在逡信病院を利用している立場から言うと、今のまま残ってもらったほうが一番いいわけです。近所の人からは逡信病院がなくなるようなことがあっては困るというような声もやはり耳に入っていますが、市民病院側から言うと、今あるような機能は全ては残せないということでこの資料にいろいろ書いてあるわけです。

先ほどの病院事業管理者の話では、利用者や市民の声をしっかり聞いて、今後の両病院の構築を考えていこうということなのですが、例えばアンケート調査をすとか、あるいは外部の有識者の中に患者代表や住民代表を入れるとか、そういう具体的なことは考えてお

られるのでしょうか。

病院事業管理者 現状ではまだ具体の計画はございませんが、病院には、全て外部委員で構成されている経営改善委員会がございまして、そこで経営改善計画を策定してきておりますので、その方々の御意見をいただきますが、おっしゃるように市民の皆様の御意見をお伺いする。これが基本だと私は思っております。譲渡されたからといって、逡信病院に通っていらっしゃる患者が決して不利益をこうむることがないように努力してまいります。

村石委員 今、病院事業管理者が答弁されました。仮に利用者の方にとって不便になったとしても、納得いただいた上でということが1つ。もう1つは、委員会資料を読んでもみると、早くやらないといけないことは、逡信病院の今後の機能についてどうするかということです。ここに書いてある機能を満たすためには構造の改修とか、あるいは必要なスタッフを確保するという事とも出てくると思うのですが、どうでしょうか。

病院事業管理者 おっしゃるとおりでございます。

委員長 村石委員、簡潔に。何度も申し上げますけれども、既に限界のあるような答弁が見込まれるようなものについては、簡潔な質問でお願いいたします。

村石委員 私は譲渡そのものに関して質問しているわけではなくて、譲渡された後の今後の病院のあり方について聞いているので、そこは御理解ください。

委員長 村石委員に申し上げます。先ほど来のやりとりをずっと聞いておられて、ある程度わかるのではないかと思うのですけれども。

村石委員 わからないから聞いているのです。

委員長 ビジョンについて、踏み込んだ答弁ができない可能性も十分にあるということを承知の上でお願いします。

村石委員 最後にしますけれども、結局私が言いたいののは、この外部の有識者と意見交換をする委員会がどういう名前になるのかは別にして、短期的には逡信病院のあり方をどうしていくのか、長期的にはやはり富山市民病院をどのようにしていくのかということを含めて今後考

えていくという理解でよろしいのでしょうか。

病院事業管理者 ここに記載してあるとおりでございます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、市民病院所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

松井委員 実際ほかの県の公立病院などへ視察に行ったときも、医療圏の中に回復期医療に特化した病院をなかなか持っていないという現状がやはり多々見受けられました。

そういった部分では、この逋信病院を回復期のほうにシフトした形へ持っていくというのは、国の方針としても正しいことなのだろうと思っているので、そこは頑張っていたきたいと思っているところです。

先日の一般質問のときに、病院事業管理者からも答弁がありましたけれども、病床稼働率が71%と言われていたような気がするのです。実際私が危惧しているのは、新公立病院改革ガイドラインの中で、3年連続70%未満だと改善するよう何とか病床数を減らすようにといった指針がくるという感じのニュアンスのことが書いてありました。答弁では病

床稼働率の目標値は71%という感じのことを言われたのですけれども、この逓信病院を絡めて、71%ではなく、できればやはり80%なり85%—あまり多すぎるのもよくないとは思いますが—そういったところにもっていけるように考えておられるのかどうか、思いを聞きたいのです。

それと、これは逓信病院の譲受けが決まってからだと思うのですけれども、ことし策定された富山市民病院第4期経営改善計画に関しても、計画の期間が残り数年ある中で、逓信病院を譲り受けたときには、この計画に対して見直しをするつもりでおられるのか、それともこの計画はこのままで、逓信病院は逓信病院として別に計画を出すつもりでおられるのかについても、お聞かせください。

病院事業管理者

今、国が求めている地域医療構想、地域医療計画の中には、連携、ネットワーク化というものがありまして、逓信病院を譲り受けることそのものは連携という言葉にはちょっと当てはまらないかもしれませんが、譲り受けることによって2つの病院をしっかりと連携させて、富山医療圏の中のネットワークをしっかりとしていきたいと思っています。例えばこのビジョンの中で、病床数を削減す

るということは当然あるというふうに、私は個人的には思っております。

そして、先ほど申し上げた、譲渡後なるべく早い機会を捉えてという中には当然、経営改善委員会があって—この委員会は富山市副市長も入っていただいております、金沢大学や富山大学の教授、それから富山市医師会、看護協会、自治振興会等々、全て外部委員から成る委員会です—そこにこのことを諮り、皆様の御意見をお聞きして、経営改善計画については改定せざるを得ないというふうに思っておりますし、委員が御指摘された病床稼働率については理解、認識をしておりますので、これから2つの病院をどういうふうな形で運営していくかということを含めながら病床数については検討していきたいというふうに思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、市民病院所管分を終了いたします。

市民病院の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔市民病院退室／環境部入室〕

委員長 これより、環境部所管分の議案の審査を行います。

議案第117号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費中、環境部所管分を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境政策課長 〔議案第117号中
SDGs推進事業及びSDGs普及啓発推進事業について、
自転車市民共同利用システムステーションブロック塀の撤去等について、
議案説明資料により説明〕

環境保全課長 〔議案第117号中
富山市斎場ブロック塀の撤去について、
議案説明資料により説明〕

環境センター次長 〔議案第117号中
（管理課長） 環境センターブロック塀の撤去等について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹田委員

まず1点目は、議案説明資料2ページにある地域再生可能エネルギー導入による地産地消促進事業についてです。

富山大学内の施設において実施している、創エネ、蓄エネ、省エネを組み合わせたエネルギーマネジメントシステムというものを、もう少し掘り下げて、簡単に説明をお願いできますか。

環境政策課長

富山大学におきましては、近年光熱水費が非常に増加傾向でございまして、特に電気やガスといったものの使用が多く、その対策が急務であるということから、2017年10月に都市デザイン学部が主体となりまして、地域エネルギー事業者が中心となって富山大学エネルギー構想ランドデザイン検討委員会が発足いたしました。民間事業者からの各種提案を受けて、実証調査に着手されているということをお聞きしております。

その内容といたしましては、用途の異なる建物間でエネルギー同士を融通させ、エリア全体のエネルギーの効率化を図ることですとか、空調設備といったものの最適利用、利用状況の見える化、ダウンサイジングサイズを小

さくするといったことを実施して、ゼロエネルギービルの中でエネルギーをゼロにしようというようなことに取り組んでおられるということでございます。

竹田委員

続いて議案説明資料3ページの「IoTを活用したヘルシー&スマートシティの形成」というタイトルになっているのですが、これについて、下の本文とつながってこないのです。ヘルシー&スマートシティについての記述があまりないので、私から言わせると、この見出しは「ナノ粒子化技術を活用した医薬品関連産業イノベーション創出実証」でいいのではないかと思うのですが、この資料についてはどういように理解すればいいですか。元々ヘルシー&スマートシティというタイトルも随分といった感じなのですが、そのことについての記述が全然ないですけれども、いかがですか。

環境政策課長

IOTを活用したヘルシー&スマートシティの形成ということの全てが、ナノ粒子化技術に関連したものということではございません。ナノ粒子化技術を活用した医薬品関連産業イノベーション創出が、このIoTを活用したヘルシー&スマートシティというものの一部

ということになっているのです。

そのほかにも、IoTを活用したヘルシー&スマートシティの形成の中には、過度に自動車に依存したライフスタイルからの行動の変容を促すため、ICTを活用した施策の実施ですとか、歩いて健康に暮らすライフスタイルの定着を図ることですとか、そういったさまざまな取組みがございまして、その中の一つがこのナノ粒子化技術ということになっております。

竹田委員

何か、わかったようなわからないような話になりましたけれども……。

少なくともヘルシー&スマートシティの形成と書いてありますから、それについて触れないとすれば、ヘルシー&スマートシティというものがなかなかわかりにくい概念なので、もう少しわかりやすいように説明を書いていたいただけるとありがたいし、わかりやすいのではないかなと思うわけでございます。

環境部長

わかりにくい、わかりやすいという話をすれば、竹田委員のおっしゃることもそのとおりだと思いながら聞いておりましたが、これは役所がつくる計画でございまして一自虐的なことを申し上げますけれども一このIoTを

活用したヘルシー云々、これは大見出しという御理解をいただければいいかなと思っておりまして、それにぶら下がる小見出しの1つが、今御説明をしました事柄でございます。少し、無理やりということであるとするならば、エゴマというものはやはり体にいい、ヘルシーだということ、ヘルシーという言葉にくっつけていただければいいかなと。若干苦しい言いわけにもなりますけれども、大きなカテゴリーの中の1つの分野ということで、ヘルシーつながりのようなところはこのエゴマというところで御理解をいただければと思います。

全てを言いあらわす大きな見出しということになりますと、大変饒舌に長くなってしまふということもあると思いますので、分野の中の小見出しが幾つかあるのだというふうな形で御理解をいただければありがたいなというところでございます。

竹田委員

理解いたしました。

その次に、議案説明資料4ページで2,000万円の補正予算をざっくりと計上しているのですが、このことは非常に大事でございます。SDGsの概念は市民にはなかなか浸透しづらいと思います。

事業内容として①から④まであるのですが、2,000万円の内訳は大体どのように想定されているのですか。

環境政策課長 個々の内訳は設けておりません。この2,000万円の中で、プロポーザルを行いまして事業者から事業の提案を受けて業者を選定し、事業内容としてざっくりと書いてある中で細かな事業を行っていかうというふうなことで考えております。

竹田委員 最後になりますが、議案説明資料5ページにありますブロック塀の撤去については承知したのですが、衝突防止用フェンスというのは、何が衝突してどうなるのかということが不明ですので、教えてください。

環境政策課長 こちらのブロック塀を撤去いたしますと、すぐ隣に家が建っているものですから、そちらのほうに自転車などがぶつからないようにスチール製のメッシュの簡易なフェンスを設置しようということを考えております。

久保委員 まずはSDGsについてなのですけども、時代の流れといえますか、現市長になってから、大変カタカナ語が増えて、今度はアルフ

アベットまで入ってきて、地元に戻ると何度説明してもうまく伝わらないというのが悩みなのです。

今回、財源は別にしても5,000万円近くの補正予算を組んでやっていくぞというときに、全庁一丸となってと言いながら、きょうの環境部の皆さんを見るとSDGsのバッジをつけておられるのは部長と次長、あとは担当課長だけという状況です。環境部の中でもまだSDGsの重要性が十分に見てとれる状況になっていないのかなと思っています。

この5,000万円をどう使うかは別にしても、職員がバッジをつけて窓口業務などで市民の皆さんから「これは何のバッジですか」と言われたときに、これはこういうバッジなのですよというふうに説明ができるようになることが、市民に啓発をするよりも先の第一歩ではないかと思うのですが、部長の御所見をお伺いします。

環境部長

このホイールバッジにつきましては、今回の本会議でも泉議員から突然の御質問があったわけですが、確かに外形的にこのバッジをつけていることがSDGsの取組みということで、市民の皆さんからも非常に理解しやすいということはもちろん否定はしませ

ん。ただ、環境部の職員がきょうバッジをつけていないぞという御指摘もそのとおりなのですが、それをもって全庁的に意識が低いとか環境部の職員が、SDGsの取組みが、というようなことではないと思っています。それは取組みの1つにはなるかもしれませんがけれども、私は決してそうは思っていません。やっぱり中身、SDGsへの理解と、それぞれの立場での取組みということが一番大事なことだろうと思っています。

御指摘の点はこれから、経費のかかる品物でございますので、こういった形で行うかということも考えなければいけません。

それはそれとして、少し方向が変わるかもしれませんが、SDGsという言葉は確かにアルファベットの言葉でございます、議員各位も地元に戻られました際に「何かSDGs言うてるけど何け」というような質問があったときに説明になかなか苦労しておられるということはよく理解しているところでございますが、何と申しまして国連で採択されたイニシアチブでございます、持続可能な開発目標という日本語訳はついておりますけれども、これは全世界で取組みを行うということの中で、日本国、そして富山市という役割があろうと思っております。

その表記云々は別として、こういったことをするかというその根本について、私どもはもちろんその最前線に立って説明する責任があるのですけれども、委員各位におかれましてもぜひとも一今回の予算をお認めいただければ、啓発の分でかなり大きな比重がありますので、私どもも実効ある取組みをしたいと思っておりますけれども、全庁一丸、これは富山市役所そして議会を含めたオール富山市という形で取組みを進めていければ私どもは大変ありがたいなという思いでございます。ぜひ議会の皆様方にも取組みについては御支援をいただければということもお願いを申し上げます。次第でございます。

久保委員

私たちも外から見たらなかなか内面はわからないものですから、一生懸命やっていないとは言っていないのです。ただ、環境部が一丸となってバッジをつけて来られたら、「いやあ、何だかすごいなあ」、「やっぱり本気でやる気なんだなあ」というふうに周りの人からも見えるということです。私たち議員もしっかりとやっていきたいと思えます。続いて議案説明資料6ページの富山市斎場ブロック塀の撤去についてお伺いしたいのですが、この写真と現地を見る限り、付近を地域

の方が頻繁に通られるわけでもなさそうですし、実際に斎場を使われている方が通ったり、そばで何か活動したりするようにも見受けられない中で、この斎場に関しては建設のプロポーザルを鋭意されていて、業者が選定されれば当然壊して新しくつくるということになっているわけですので、債務負担行為の中にこういったブロック塀の撤去も含まれているのではないかと思ったのです。

施工業者が決まればすぐに、優先的にこのブロック塀を撤去してもらえれば、わざわざ補正予算を組まなくてもいいのではないかと感じたのですが、今回の補正予算を上げられた理由について御説明をお願いします。

環境保全課長 今の御質問について、まず道路の使用状況でございますけれども、確かにこの斎場を使われる御遺族の方はこの道は通っておられないと思います。しかしながら、その地域の方が農作業をしておられます。時期によっては農作業用の車両とか、あるいはその方々が、自分たちで使うから自分たちで除草等をするといったことをやっておられるところを実際に見てきております。また、自分の健康保持のためだとは思っておりますけれども、朝・夕に散歩される方も見ておりますので、季節によっ

て違いますが、この道路の利用はあると思っています。

次に、債務負担行為について、プロポーザルの中でやっていくことはできないのでしょうかというお話なのですけれども、現在この事業に応募する方の募集を行っているところでございます。予定としては、年度末にならないと正式な契約ができない状況でございますので、その間にでも不都合な状態が続くということであれば早くそれを解消することが大切ではないかということで、今回御提案させていただいております。

木下委員 議案説明資料3ページにあります、先ほど竹田委員も触れておられたナノ粒子化技術を活用した医薬品関連産業イノベーション創出実証についてですけれども、②事業内容のところにコンソーシアム（共同事業体）の設置とあるのですが、具体的な内容を教えてください。

環境政策課長 コンソーシアムのメンバーとして考えておりますのは、医薬品会社や大学病院、あとは医療関係にかかわる企業の方々によってコンソーシアムを立ち上げようというふうに思っています。

村石委員

議案説明資料2ページの(2)梨剪定枝等のバイオマス利活用実証について、細かいことは聞きませんが、イメージだけ聞かせてほしいのです。

例えば、小水力発電なら用水の水で発電して、そしてその電力を土地改良区の施設で利用するとか、あるいは営農サポートセンターだったらハウスに利用するということがわかるのですけれども、今の場合、枝を集めて燃やして、そして発電するということが、水力発電とか、そういうものと違ってイメージがあまり膨らまないのです。イメージとしてどういうものかを考えておられるのか聞かせてください。

環境政策課長

呉羽丘陵におきます梨の剪定枝でございますが、現状はこれを2カ所で集めて、そこで焼却処理—ただ燃やして処理をしているということでございます。

そういった剪定枝ですとか、呉羽丘陵によくございます竹林の竹といったものをバイオマス資源といたしまして、ボイラーやバイオマス発電—そこまでいけるかどうかわかりませんが—そういったことでエネルギーを生み出しまして、供給先としましては、先ほどもちょっと言いましたように温浴施設やハ

ウス栽培、公共施設といったところを考えて
おります。

村石委員 環境政策課長のお話だと、燃やして発電する
のは呉羽地域、丘陵地域で行うということで、
エネルギーパークなどではないということ
でよろしいですか。

環境政策課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議
案の質疑を終結いたします。
これより、議案第117号中環境部所管分の
討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第117号中環境部所管分を
採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。

以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第38号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第20号を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境センター業務課長

〔報告第38号中

専決第20号について、

議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

村石委員

カラス対策事業の進捗状況についてお伺いしたいと思います。今から質問するのは決して悪いことではなくて、ことしはカラスによる呉羽梨の食害が昨年より少なかったということが肌感覚であって、そういう意味で、このカラス対策事業が効果を発揮しているのかどうかということを質問させていただきます。まず最初に、啓発をしていくという中で、長岡墓地でお参りする人はカラスに荒らされるのでお供え物などをお持ち帰りくださいということが市広報に書いてあったのです。こういうような広報をしているということで、長岡墓地にそういうお供え物などが置いてあるかどうか、また、カラスが荒らしていないかどうかという検証はされているのでしょうか。

環境保全課長

長岡墓地のお供え物がカラスの餌になっているかどうかというような直接的な検証は行っておりませんが、彼岸の時期などには皆さんお参りになられてそういうお供え物などを置いていかれます。墓地のある一角にごみの集積場のようなものを置いておきまして、お供え物がそこに集まってきているということで、皆さんに普及しているのかなというような感じを受けているところでございます。

村石委員 市民への啓発として、カラスの餌にならないようにという内容の市広報を出しているのですけれども、昨年度は11月5日号で、ことはまだ出ていないと思うのですが、時期として11月がいいのか、あるいはもっと早いほうが効果は上がるのか、こういった検討はされたのですか。

環境保全課長 広報に出すタイミングにつきましては、広報に出し始めたときに1度検討しております。収穫されるのは秋—9月や10月くらいで、12月には雪が降るといったタイミングがありますので、どちらがいいのかというようなところは確かに悩みました。雪が降る前に、残っているものをすき込んでいただくといったことを考えました。

村石委員 そういう意味があって11月に広報しているのだということはわかりました。ことし3月の当初予算の議案説明資料の中で、カラスの捕獲を強化するということで、恐らくおりを増やしたのだと思うのですけれども、これによる捕獲の実績などといったことはわかっているのでしょうか。

環境保全課長 このカラス対策につきましては、昨年の6月

議会で予算を認めていただき、事業が始まっております。おりの増設につきましては昨年11月ぐらいからスタートできていたかなと思います。

平成29年度の捕獲実績で申し上げますと、中心市街地だけでございますが、1,270羽捕獲しております。平成28年度の捕獲数185羽に対して相当の伸びがあったというふうに実績として読み取れるかと思えます。捕獲の実績ということで御説明申し上げますと、今年度につきましては8月末までで、中心市街地に置いているおりでの捕獲数は632羽でございます。これに対する前年あるいは前々年の結果としますと、平成29年度は255羽、平成28年度は138羽であり、2.5倍から4.6倍というような感じで捕獲数が伸びてきております。そういった実績でございます。

村石委員

今ほど聞いたら捕獲数がすごく多いということで、おりを増やしたことによる効果が非常に出ているということが言えると思えます。おりを増やす以外に、カラスの巢の撤去や銃器による捕獲なども行われてはいますけれども、これらについてはどのような状況になっているのでしょうか。

環境保全課長 まだ狩猟期間ではありませんので、銃器による捕獲については、今年度は実施していません。銃器での捕獲数は、前年度は244羽、平成28年度は199羽で、過去の実績は大体このようになっております。強化する対策の1つとして、卵とひなの話がありますけれども、これにつきましては卵14個とひな20羽を、巢の撤去の中でやったという実績もございます。

村石委員 生息数の調査についてですけれども、平成30年度の方はやはり来年の1月か2月に行うということによろしいですか。

環境保全課長 生息数につきましては、カラスが一番ねぐらに収束する時期ということで例年2月に行ってきておりますので、今年度につきましても2月に実施する予定としております。

村石委員 最後にしますけれども、市としての取組みあるいは市民の協力ということがあってカラスの生息数が減っているということが数字上あらわれていて、私の感覚でいうと梨の食害も少なかったと思います。部長にお聞きするのですけれども、よく部長は肌感覚で多いとか少ないとか言われるので

すが、部長は最近のカラスの数についてはどうお考えですか。

環境部長

村石委員に申し上げますと、私は肌感覚という言葉は使ったことはございませんで、皮膚感覚という言葉を使っておりますので、まずは御訂正を申し上げたいと思います。

数字としては先ほど環境保全課長が申しあげましたとおり、確かに上がっておりますが、これは実を言うと当たり前のことでありまして、昨年の10月から中心市街地でおりを増やしているのです、とれるのは当たり前のことだと思っております。ですので、まず一義的な話として、本当の正念場は、平成29年10月から平成30年9月までの数字と、平成30年10月から平成31年9月までの数字を比べなければならないと思っております。平成29年度から6.何倍増えたということは当たり前のことだと思っております、それで喜んでいてはいけないということはまず冒頭に申し上げたいと思いますが、皮膚感覚としてですけれども、市民の皆様からもカラスが減ったというお声をいただいているところであります。

実を言いますと私は退庁後に桜木町のど真ん中を歩いて駐車場まで歩くのですが、もちろん

ん全くのゼロということにはなっていませんけれども、この事業をする前はまさに群舞ーヒッチコックの世界とまでは言いませんが、それに近いような世界が上空に展開していましたが、最近はカアカアとは鳴きますけれども、空を見上げてても群舞という感じは見受けられません。

数字は数字として評価はしなければいけませんけれども、皮膚感覚としては非常に減ったと思っけていまして、市民の皆様からもそういったお声をいただいております。

このカラス対策については追いかけてこのようなところがありまして、カラスが完全にゼロになることはないと思っけていますし、また、カラスも住めないような世の中では逆にいけないと思っけております。適正な数という語弊があるかもしれませんが、共存共栄ということで、相手も非常に賢い生き物でございますし、本会議でも「羽の生えた霊長類」というような言葉を使って少しブームにもなりましたけれども、それほど非常に賢い生き物だということです。

知恵の出合いというところがありますが、餌の工夫ですとか、おりに限っていえば、専門業者と一緒に環境保全課の担当がいろいろなことを考えてやっています。

餌も飽きるらしく、1週間くらいでもう見向きもしないようになるということで、それくらいの頻度で餌を変えたり、餌もやっぱり好物があるそうでして、パンがいいそうです。パンが好物だということでパンを入れたり、一時は油物が好きでマヨネーズが好きだというような話もあったのです。マヨネーズよりもパンだという話もありまして、そういったところもいろいろ知見を得て工夫を重ねながら、平成30年10月から来年9月までのこの1年間はまさに評価の年だと思っておりますので、力を入れたいと思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、環境部所管分を終了いたします。

環境部の皆さんは、退室願います。

説明員が退室しますので、しばらくお待ちください。

〔環境部退室〕

委員長

これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一

任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
次に、委員会視察についてであります。
まず、視察の日程及び視察先につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、11月6日（火曜日）及び7日（水曜日）の1泊2日の行程で、岐阜市及び小牧市を視察したいと思います。
それぞれの視察目的については、岐阜市においては、岐阜市子ども若者総合支援センター“エールぎふ”について、みんなの森ぎふメディアコスモスについて、小牧市においては、新小牧市民病院についてであります。
以上のとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
今後、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることとします。
なお、2日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程

が決定いたしましたら委員各位へ速やかに御案内いたしたいと思います。

これをもって、平成30年9月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

平成30年9月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 佐藤 則 寿

署名委員 鋪 田 博 紀

署名委員 有 澤 守